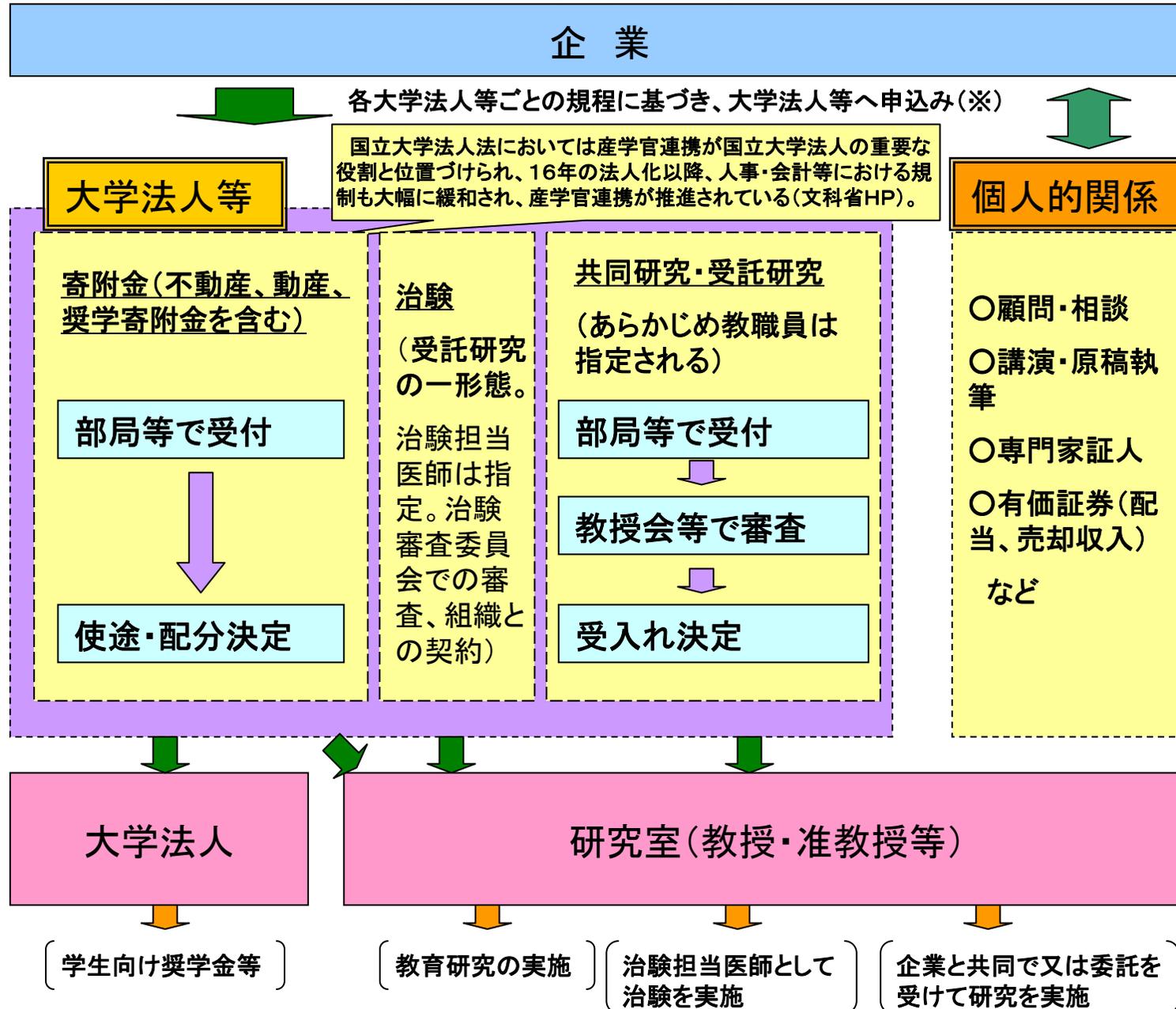


大学法人等における寄附金・契約金等について(一般的なイメージ)



※教授等の職務上の教育研究に対する寄附で、個人に対してなされたものは、あらためて当該教授等から大学法人に寄附をする仕組み
 ※※「第1回 審議参加と寄附金等に関する基準策定ワーキンググループ」配付資料を改変

大学法人等における寄附金・契約金等の整理

1. 個人経理か機関経理か

機 関 経 理

- 共同研究
- 受託研究(治験も含む)
- 寄附金(奨学寄附金も含む)

個 人 経 理

<企業との関係で生じるもの(例)>

- 顧問料・相談指導料
- 講演・原稿執筆料等
- 訴訟における専門家証人
- 有価証券(配当、売却収入)

2. 寄附金・契約金等と実質的な名宛人との関係

①教授等が名宛人で、かつ、当該教授等に用途決定権があるケース

(例)教員(研究室)あての奨学寄附金

②教授等が名宛人だが、当該教授等には用途決定権がないケース

(例)学部長(自分)あての学部への寄附金

奨学寄附金とは

- 国立大学等が教育研究に要する経費等、教育研究の奨励を目的とする経費を充てるべきものとして企業や個人などから受け入れる寄附金。
- 主な目的・用途としては、①研究、②学生支援、③大学の記念事業 等
- 寄附金の期末残高はB/S、当該年度の受入総件数・総額については、附属明細書上で公表されている。